

食糧を活用した連携支援にかんする同意書

_____ (以下「甲」という) と
フードバンク仙台 (以下「乙」という) は、生活困窮者等に対し食糧を活用した連携支援をおこなうための、食糧の受領、管理及び使用にあたり、次の通り同意書を締結する。

1 食糧を活用した連携支援

乙と甲は、食糧を活用しながら生活困窮などで困っている方に対して、お互いの専門性をいかし連携して支援をおこなうことで、より多くの方の命や暮らしを守り、相互扶助の地域社会づくりを共に目指す。具体的には、乙は甲から食糧支援の依頼を受けた際に必要な食糧等を無償で提供することとする (ただし、食糧在庫により希望に添えないこともある)。甲は、乙が受けた要支援者からの相談を、要支援者から希望がある場合には甲に繋ぎ、甲が要支援者に対して専門性をいかした支援におこなうこととする。

2 乙が提供する食糧

乙が提供する食品等は、個人や企業から寄贈された物であり、廃棄物でないこと、かつ賞味期限内の食糧であることを保障する。

3 甲の食糧管理及び使用方法

甲は食糧品を適切な湿度や温度で保管管理を行い、賞味期限内に適切に支援に活用する責任を負う。

4 転売・再販の禁止

甲はいかなる場合においても受領した食糧品等を転売・再販は行わない。

5 食糧等の活用内容

乙が甲に提供した食糧の活用内容は、以下の活動目的で尚且つ非営利活動に限るものとする

(1)生活困窮者への支援としての活用

- ・生活困窮者への食糧支援での活動
- ・住居喪失者や路上生活者への支援や炊き出しでの活用
- ・被災困窮者支援での活用

など

(2)要支援者の困りごと早期発見や関係構築としての活用

- ・相談を受けるきっかけづくりでの活用
- ・見守りや自宅訪問、アウトリーチのきっかけづくりでの活用
- ・要支援者との関係構築のツールとしての活用

など

(3)地域コミュニティづくりとしての活用

- ・子ども食堂や大人食堂
- ・被災地での茶話会

など

6 寄贈食糧の問合せ先

甲は乙から受領した食品等についての問い合わせは、乙に行う。

7 協議解決

本同意書に定めのない事項又は解釈に疑義を生じた事項については両方の誠意をもって協議の上解決する。

8 事故発生時の対応

乙では、事故が起こることのないように万全の体制をとる努力をしておりますが、万一事故がおこった場合、原則として全ての関係者によって行われる調査結果に基づき、適用のある関係法令に準じ、別途協議することとする。

9 連携期間

本合意書の有効期間は、下記日付から満1年間とする。期間満了の1ヶ月前までに、当事者のいずれからも書面による契約終了の意思表示がない場合には、同一の内容で期間を1年間更新するものとし、以降も同様とする。

本合意の証として、本合意書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

西暦 年 月 日

甲：

団体名

住所

電話番号

アドレス

担当者

代表者名

Ⓜ

乙：

団体名 フードバンク仙台

住所 宮城県仙台市青葉区八幡3丁目5-3

電話番号 070-8366-3362

アドレス foodbanksendai@gmail.com

代表者名 小椋 亘

Ⓜ